

令和8年度北九州市立保育所給食調理業務受託候補者募集要項

北九州市では、保育所給食調理業務の民間委託を実施するにあたり、安全・安心で衛生的な食事を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を募集し、衛生管理の徹底や食物アレルギー、離乳食等への的確な対応など、様々な視点から総合的に評価するプロポーザル方式により受託候補者を選考します。

1 応募案件

北九州市立保育所給食調理業務委託

2 業務委託保育所及び契約期間

保育所名	所在地	定員	契約期間
新門司保育所	門司区吉志一丁目31番1号	70	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日
今町保育所	小倉北区今町二丁目13番9号	90	
西戸畑保育所	戸畑区南鳥旗町3番17号	110	

3 業務委託保育所概要

別添「委託保育所概要書」のとおり

4 業務内容

別添「北九州市立保育所給食調理業務仕様書」のとおり

5 委託料の上限額（税抜き）

新門司保育所	50,182,977 円
今町保育所	52,022,152 円
西戸畑保育所	53,333,234 円

6 応募方法

応募者は応募する保育所を特定した上で最大2所まで応募できるものとします。なお、契約については、保育所ごとに行います。

7 応募資格

プロポーザルの応募資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていることとします。なお、契約時までに応募資格を欠いた場合は契約を締結しないことがあります。

- (1) 本年度の10月1日現在において、北九州市物品等供給契約登録業者名簿に登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 北九州市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (4) 北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

- (5) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であると認められないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体等ではないこと。
- (8) 安全衛生管理
従事者に対し、安全・衛生教育が徹底され、これに基づき業務を行っていること。
- (9) 信用状況
 - ①食品衛生に関する行政処分を、福岡県内において、本年度の1月1日以前3年間において受けていないこと。
 - ②食品衛生法に規定する営業許可を受けることができること。
 - ③損害保険に加入していること。
 - ④業務履行に際し、保証人を設けることができること。
- (10) その他
認可保育所（園）又は学校での給食調理業務受託経験が合計3年以上あること。
※「認可保育所（園）」には、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育は除く。
※「合計3年以上」は、延べ年数ではなく実年数とする。
(例：令和4年4月～認可保育所と学校の受託開始 ⇒ 実年数＝3年)

8 応募資格の喪失

提案者が受託候補者決定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失うものとし、既に行われた提案は無効とします。

- (1) 「7 応募資格」に記載された参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正な利益等を図る目的で選考委員会の委員等と接触した場合
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) その他、選考に際し不正な行為があった場合

9 応募手続き

- (1) 日程（予定）

募集要項配布	令和7年9月10日（水）
事前説明会	令和7年9月25日（木）午前11時から
質問の受付締切	令和7年9月29日（月）午後0時まで
参加意向申出書締切	令和7年10月7日（火）午後5時まで <u>期限厳守</u>
企画提案書の提出	令和7年10月29日（水）午後5時まで <u>期限厳守</u>
選定検討会・提案説明	令和7年11月中旬から11月下旬
受託候補者決定	令和7年12月上旬
業務委託開始	令和8年4月1日（水）

(2) 契約及び提案に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課 磯田、小畑
電話：093-582-2413 FAX：093-582-0070
E-mail：kod-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

(3) 質問の受付及び回答

ア 期 限

令和7年9月29日(月)午後0時まで(必着)

イ 提出方法

質問内容を電子メールで送信してください。

ウ 提出先

9(2)の担当部局と同じ。

エ 回答方法

令和7年10月2日(木)までに文書(電子メール)で回答します。

なお、公平を期すため質問者を伏せたうえで全ての質問について一覧表で回答します。

(4) 参加意向申出書の提出

ア 期 限

令和7年10月7日(火)午後5時まで(必着)

※郵送の場合は書留または配達証明に限る。

イ 提出先

9(2)の担当部局と同じ。

ウ 提出物

No.	内容
1	参加意向申出書(様式1)
2	会社概要(様式2-1、2-2)
3	財務諸表直近3年分
4	納税証明書 (市税、法人税、消費税及び地方消費税、発行後3か月以内のもの)
5	損害保険加入証明書の写し

※別添の「提出書類について」に留意して作成の上、提出してください。

納税証明書について

【市税について】

①北九州市内に本社、支社、営業所等の事業所がある場合は、本市で発行される「市税に滞納がないことの証明」

②市外に本社がある場合は、本社所在地の市区町村で発行される「納税証明書」

【法人税、消費税及び地方消費税について】

管轄税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明「納税証明書(その3の3)」

エ 提出部数 各1部

(5) 企画提案書の提出

ア 期限

令和7年10月29日(水)午後5時まで(必着)

※郵送の場合は書留または配達証明に限る。

イ 提出先

9(2)の担当部局と同じ。

ウ 提出物

No.	内容
1	企画提案申込書(様式3)
2	企画提案書(様式4-1~4-5)
3	価格見積書(様式5)
4	委託実績の詳細(契約書表紙の写)

※別添の「提出書類について」に留意して作成の上、提出してください。

エ 提出部数

○正本

- ・企画提案申込書(様式3) 1部
- ・企画提案書(様式4-1~4-5) 応募する保育所1所につき1部
- ・価格見積書(様式5) 応募する保育所1所につき1部
- ・委託実績の詳細(契約書表紙の写) . . . 1部

○副本

- ・企画提案書(様式4-1~4-5) 応募する保育所1所につき5部
- ・価格見積書(様式5) 応募する保育所1所につき5部

※副本には企画提案申込書及び受託実績の詳細(契約書表紙の写)の添付は不要です。

(6) 提案参加の辞退

参加意向申込書の提出後、提案を辞退する場合は令和7年10月22日(水)午後5時まで(必着)に、辞退届(様式6)を提出してください(※提出先は9(2)の担当部局と同じ)。

なお、提案を辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響ありません。

企画提案書の作成にあたっては別添の「提出書類について」を熟読してください。

【企画提案書作成・提出上の注意事項】

- ① 複数の保育所について提案する場合、人的要件(様式4-4)と価格見積書(様式5)は保育所毎に作成してください。
- ② いずれの書類も、会社名の記載は正本のみとし、副本には、提案者を判別できるような記載はしないでください。

10 審査及び選定

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、公平性や客観性を確保し、適正な選考を行うため外部有識者等4名からなる選定検討会を開催し、その結果を踏まえ市が決定します。選定検討会は非公開とします。

下記(4)の審査項目・審査内容・配点にしたがって、書類審査及び提案審査を行います。

提案審査及び質疑応答についても、会社名を伏して行います。

- ア 審査結果を総合し、最高得点の提案をした者を受託候補者として決定します。
- イ 総合計得点が同点の場合、提案価格（価格見積書）の低い者を優先します。
- ウ ア、イに関わらず、最大総合点の60%を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、受託候補者として決定しません。最低基準点の算定には、事業者区分及び価格見積は除きます。
- エ 受託候補者として決定を受けた後、契約締結手続きを行います。

(2) 提案説明

- ア 11月中旬から11月下旬に選定検討会を開催する予定ですのでご出席をお願いします。
- イ 提案説明の出席者は3名以内とします。巡回担当者は必ず参加してください。
- ウ 提案説明は30分以内とします。2所提案の場合は併せて約35分とします。
- エ 日時・場所については別途文書にて通知します。

(3) 結果の通知

- ア 審査結果は提案者に文書で通知し、電話等による問い合わせには応じません。
- イ 審査結果は本市ホームページに掲載します。

(4) 審査基準
(合計 250 点)

審査項目	審査内容	配点
会社概要	(1)認可保育所・学校受託状況 (2)過去5年間の食中毒事故	15
経営基盤	(1)財務諸表	10※
事業者区分	(1)本市での物品等供給登録業者の分類	5
保育所給食が果たす役割と調理業務について理解していること 【基本的要件】	(1)保育所給食が果たす役割の理解と基本的考え方に対する提案について (2)安全・衛生管理に関する会社独自の基準について (3)アレルギー食、離乳食、個別対応食等の対応について	30
保育所給食等の集団給食業務における安全衛生及び事故対策を図っていること 【事故対策】	(1)食中毒・異物混入等の事故を防止する対策について (2)事故・災害発生時の緊急対応と損害賠償の考え方について	15
保育所給食等の集団給食業務における安全衛生及び事故対策を図っていること 【安全対策】	(1)給食業務従事者に対する研修計画について (2)給食業務従事者に対する巡回指導について (3)保育所との連携について	40
研修の徹底された社員を安定して雇用し調理を確実にこなせること 【人的要件】	(1)給食業務従事者配置体制について (2)給食業務従事者の採用・確保について (3)給食業務従事者の休暇等における代替体制について	60
関係法令等を遵守するものであること 【個人情報保護】 【その他関係法令等】	(1)個人情報保護その他の関係法令等について	15
価格見積	(1)配点に最低見積価格の当該見積価格に対する割合を乗じて算出する。	60

※経営基盤が著しく不健全であると認められる場合は、応募資格要件を満たしていないものとし、審査対象から除外します。

11 契約締結手続き

受託候補者として決定を受けた者と本市との間で、契約内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、業務委託契約を締結するものとします。

受託候補者を辞退する場合は、辞退届を期限までに提出してください。(様式は結果通知書に同封します。また、辞退届の提出期限は結果通知書に記載します。)

万一、受託候補者が業務委託契約を締結しない場合は、総合点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した者と業務委託契約を締結します。

12 保育所廃止（民営化を含む）の場合の措置

対象施設における保育事業が廃止（民営化を含む）された場合には、業務委託契約の全部又は一部を解除します。

13 その他

(1) 著作権等

ア 提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、本市は受託候補者の公表等必要な場合には申込時の提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ 行政文書開示請求があった場合は、北九州市情報公開条例に基づき取り扱うこととします。

ウ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負います。

(2) 選定結果公表

受託候補者の選定結果に関する情報は、選定終了後に公表を予定しています。なお、事業者名は、決定事業者のみ公表します。

(3) 応募費用

応募に際し必要となる資料の作成・提出等に要する費用及び選考に参加するための費用は、全て提案者の負担とします。

(4) 提出書類

本市に提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 虚偽記載をした場合

応募事業者が、提出書類に虚偽の記載をした場合や不正な行為があった場合は失格とします。また、受託候補者として決定した後にその行為等が判明した場合は、本市は契約を締結しない等の措置をとることができるものとします。

(6) 本市が提供した資料の取扱い

本市が提供する資料は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、本市の了承を得ずに第三者に対してこれを使用させること、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 追加資料

本市が必要と認める場合には、提出書類の差替、訂正、追加、再提出を求めます。

(8) 資料の提出

受託候補者と契約締結した後は、企画提案書に基づいた業務実施がなされていることを確認するため、本市が指定する時期に指定する書類（巡回指導記録等）を提出していただきます。